

回覧

“いつか”に備えて今から始める

参加無料

終活・相続セミナー & 個別相談会

御自身や親御さんのこと「まだまだ先のことだから」「相続手続は急がなくていいから」と思われるかもしれませんが、令和6年4月1日から相続登記が義務化され3年以内に登記しなければなりません（過去に発生している相続登記も対象です。）。

また、元気な今だからこそできることがあります。本セミナーを通して、将来のことや今やるべきことについて、一緒に考えてみませんか？

【注意】令和6年4月1日以前の相続については、令和9年3月31日までに相続登記をする必要があります。

このようなお悩みありませんか？

- 土地や建物の名義変更はどうするの？
- 相続が争族（争う家族）とならないためには？
- 名義が祖父（又は曾祖父）のままの土地がある。
- 遺言書は残した方がいいの？
- 認知症リスクへの備えはどうすればいいの？



日時 令和8年6月18日（木）13：30～
場所 玉川村 就業改善センター 1階 産就室

【講演会】

13:30～14:30 『終活・相続に必要な手続について』

講師：福島地方法務局郡山支局 支局長 渡部 康氏

14:30～15:00 『知っておきたい「相続税・贈与税」のお話』

講師：須賀川税務署 総務課長 斉藤 和也氏

【相続及び相続税に関する個別相談会】

15:00～17:00 **予約制 30分まで**

相談担当：司法書士 車田 純一氏 税務署 斉藤 和也氏

- 相談予約は、下記電話番号に電話で予約してください。
- 講演会の参加予約は不要です。



（ご予約・お問合せ）

税務課

TEL 0247-57-4622

主催 玉川村・須賀川税務署・福島県司法書士会